

えびの市部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針

令和2年1月

えびの市教育委員会

霧島山の
めぐみめぐる
えびの

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。

目 次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 本方針策定の趣旨等 | - 1 - |
| 1 適切な運営のための体制整備 | - 2 - |
| (1) 部活動の方針の策定等 | - 2 - |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | - 2 - |
| 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | - 3 - |
| 3 適切な休養日等の設定 | - 4 - |
| 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 | - 5 - |
| (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置 | - 5 - |
| (2) 地域との連携等 | - 5 - |
| 5 学校単位で参加する大会、コンクール等の見直し | - 5 - |

本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県スポーツ振興と競技力向上及び文化・芸術の振興を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資したりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化に親しむ活動を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動ができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

「えびの市部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」（以下「市の方針」という。）は、「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」及び「宮崎県文化部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」（以下「県の方針」という。）に則り、生徒にとって望ましい活動環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るといった観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 少子化に伴い、生徒のニーズに応じた部活動の存続が難しくなっているため、市の実情に合わせ、積極的に合同部活動の在り方を模索し、工夫改善を図ること。
- ・ 市教育委員会は学校の実態に応じた部活動に対して、学校、保護者、地域と連携し、支援を行うこと。

学校は、市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。市においては、学校の改革に必要な支援等に取り組む。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 市教育委員会は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、本方針を策定する。
- イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 部顧問は、市教育委員会が作成した別添様式を参考に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イ・ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 市教育委員会は、上記イ・ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、市教育委員会と相談し、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に活用する。
なお、部活動指導員の活用にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、指導を行う。
- ウ 校長は、部顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市教育委員会は、部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け文科発第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長、部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び文化庁が平成30年12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標が達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部活動の指導者は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

エ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、さらに、過度の練習が生徒の心身に負担を与えたりすることとなり、必ずしも芸術文化に関する技能等の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力の向上、芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びエに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休業日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。なお、運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、活動時間を設定する。

① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。（週末及び家庭の日に大会・コンクール参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。または、2か月を1単位として捉え、8回程度週末の休養日を設定する。）

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 市教育委員会は、1（1）に掲げる本方針の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市の方針の基準に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休業日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、部顧問は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。また、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の各種団体との連携、保護者の理解と協力、社会教育施設及び文化施設等の活用や民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境の整備を進める。

イ 市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問及び部活動指導員等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化芸術に親しめる場所が確保できるように、学校体育施設、社会教育施設及び文化施設等の開放を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、環境の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会、コンクール等の見直し

ア 市教育委員会は、学校の部が参加する大会・コンクール等や地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し物等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安について、県や県中学校体育連盟等と連携し、検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等や地域の行事、催し物等を精査する。